

第142回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月21日(火曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社 会議室
(裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役11名選任の件	9
第4号議案 監査役3名選任の件	22
(添付書類)	
事業報告	28
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告書	53

<新型コロナウイルス感染拡大防止について>

新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。当社株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大の対応につきましては、状況に応じて下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
<https://www.tte-net.com>

<お土産について>

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配付はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
はじめに、新型コロナウイルス感染症および2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

創業100周年を間近に控えた当社は、脱炭素社会に向けた環境への対応、コロナ禍やデジタル技術の普及など、さまざまな経営課題に直面しておりますが、「地球や人々に必要とされる環境創造を通じて地球環境に貢献する環境クリエイターでありたい」をパーパスとして掲げ、事業を担う従業員のエンゲージメント向上ならびに企業価値の持続的な成長に取り組んでまいります。

ここに、当社第142回定時株主総会招集ご通知をお届けし、株主総会の議案および第142期の事業の概要につき、ご説明申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年5月
代表取締役社長COO 社長執行役員 小島和人

社 是

人の和と創意で社会に貢献

経営理念

1. 最高の品質創りを重点に社業の発展を図り社会に奉仕する
2. 全員の創意を発揮し顧客のニーズに対応した特色ある技術を開発する
3. 人材育成と人間尊重を基本として人の和と品性を高揚する

高砂熱学工業株式会社

代表取締役社長COO 社長執行役員 小島 和人

第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申しあげます。(なお、お土産は用意しておりません)

当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年6月20日(月曜日)午後5時30分までに郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月21日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時) |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社 会議室(裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第142期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、
連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件 |

以上

お知らせ

本株主総会招集ご通知および添付書類ならびにその英語訳(一部)、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tte-net.com>)でもご覧いただけます。

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および「連結株主資本等変動計算書」、計算書類の「個別注記表」および「株主資本等変動計算書」ならびに事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況」および「株式会社の支配に関する基本方針」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、本株主総会招集ご通知には当該事項は記載しておりません。

なお、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告の作成に際して、会計監査人および監査役が監査を行った連結計算書類ならびに計算書類および事業報告の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限 → 2022年 **6月20日** (月曜日) 午後5時30分

郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、切り取ってご投函ください。

インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は4ページをご覧ください。

- ご郵送の場合は、期限までに到着するようご返送ください。
- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネットにおいても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- インターネットによって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会に当日ご出席いただける方

株主総会開催日時 →

2022年 **6月21日** (火曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

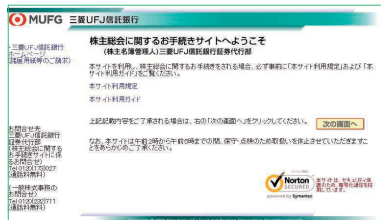
議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）

ログインID・仮パスワードを入力する方法

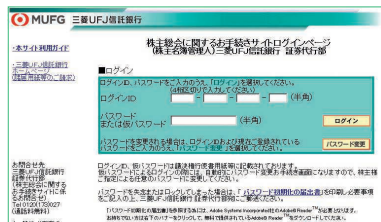


議決権行使 ウェブサイトURL

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 「次の画面へ」をクリック

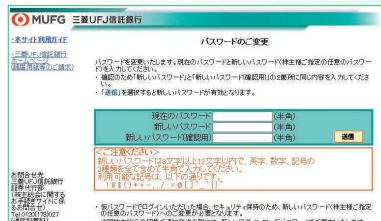
ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

パスワードを変更する



4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

議決権を再行使される場合は、QRコードの右側に記載のログインIDおよび仮パスワードの入力が必要です。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

【ご注意事項】

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いするようになりますので、ご了承ください。
- 株主総会の招集のごとく、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、パソコン等をご利用の場合は、これらの料金も株主様のご負担となります。
- インターネット接続にファイアウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（午前9時～午後9時、通話料無料）

事前質問の受付についてのご案内

議決権をお持ちの株主様ご本人に限り、当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問・ご意見を以下の株主様専用サイト「Engagement Portal」にて、事前に受け付けております。
 なお、本サイトで議決権は行使できませんので、本招集ご通知3～4ページの記載方法に従って、お早めに議決権の行使をお願いいたします。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>
 ②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

《 ログインID： 9999-9999-9999-999 《
 《 パスワード： 999999 《

スマートフォン QRコード読み取り

スマートフォン、タブレットから右のQRコードを読み取る
 (ID/パスワードの入力は不要です)

QRコード

○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず取り取り願います。
 ○インターネットにより議決権行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらかじめ議決権行使をお願いします。

○このほかきは、切手をはらずにお出しください。
 ○議決権行使書は、議決権行使日の前日までに届くようにお願いいたします。

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 三菱UFJ信託銀行株式会社
 証券代行部 受付

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 三菱UFJ信託銀行株式会社
 証券代行部 受付

郵便はかき
 137-8683

社会保険法人郵便
 差出有効期間
 日 年 月
 日まで

ログインID・パスワードを入力する方法



事前質問
ウェブサイトURL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

ログインID、パスワード
を入力

QRコードを読み取る方法

用紙に記載された「ログインID」、「パスワード」を入力することなく、事前質問ウェブサイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙裏面の左下に記載された「QRコード」を読み取ってください。

以降は画面の指示に従ってご入力ください。

ご留意事項

事前に頂戴したご質問のうち、**多くの株主様のご関心が高いと思われるもの**について、株主総会当日または当社ホームページ上にてご紹介させていただく予定です。

なお、**頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありません。**また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

質問受付期限 2022年6月14日（火曜日）午後5時まで

事前質問ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
 （土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時、通話料無料）

TEL 0120-676-808

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、配当による株主還元を基本とし、減配を行わず利益成長に応じて配当を増やしていく方針としております。

本基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。これにより、1株につき、中間配当29円と合わせまして、年間配当は60円となります。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類
金 銭

2

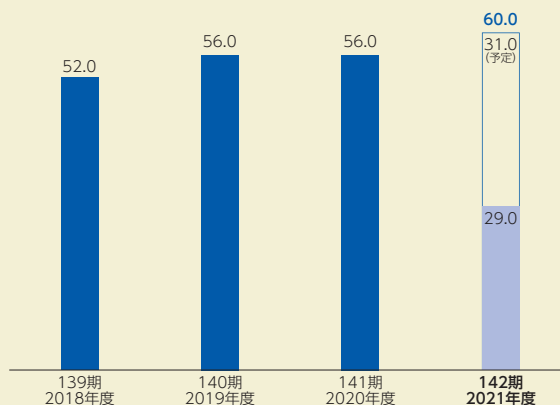
株主に対する配当財産の割当てに関する
事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金**31円**
総額 **2,084,881,967円**

3

剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月22日

(ご参考) 1株当たり年間配当金 (単位：円)



1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、更なるガバナンス強化のため、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

なお、候補者の指名にあたりましては、各専門分野における豊富な経験と識見等を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すること、また現時点において最適な取締役会の構成および規模となること等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

候補番号		氏名(年齢)		現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	おおうち 厚 (満72歳)		代表取締役会長CEO	100% (12回/12回)
2	再任	こじま 和人 (満60歳)		代表取締役社長COO 社長執行役員	100% (12回/12回)
3	再任	かみや 忠史 (満58歳)		取締役 常務執行役員	100% (12回/12回)
4	再任	よこて 敏一 (満61歳)		取締役CDXO 常務執行役員	100% (12回/12回)
5	新任	くぼた 浩司 (満60歳)		常務執行役員	— (—)
6	再任	まつなが 和夫 (満70歳)	社外 独立	社外取締役	100% (12回/12回)
7	再任	せき 葉子 (満51歳)	社外 独立	社外取締役	100% (12回/12回)
8	再任	ふじわら 万喜夫 (満71歳)	社外 独立	社外取締役	100% (12回/12回)
9	再任	もりもと 英香 (満65歳)	社外 独立	社外取締役	100% (10回/10回)
10	新任	うちの 州馬 (満67歳)	社外 独立	—	— (—)
11	新任	たかぎ 敦 (満54歳)	社外 独立	顧問	— (—)

- (注) 1. 上記取締役候補者の地位は本総会時のものであります。
 2. 森本英香氏は、2021年6月22日開催の第141回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。
 3. 藤原万喜夫氏の取締役会の出席状況は、2021年6月22日開催の第141回定時株主総会終結時までに開催された取締役会に社外監査役として出席した回数を含んでおります。

1 おおうち 大内

あつし 厚

1949年7月29日生（満72歳）

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 14年
- 所有する当社株式 177,183株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 73,491株）
- 取締役会出席状況 100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

1975年4月	当社入社	2015年4月	当社代表取締役社長 社長執行役員
2006年4月	当社執行役員	2016年4月	当社代表取締役会長 社長執行役員
2008年4月	当社常務執行役員 大阪支店長	2020年4月	当社代表取締役会長CEO
2008年6月	当社取締役 常務執行役員		現在に至る
2010年4月	当社代表取締役社長 社長執行役員		
2015年1月	当社代表取締役社長 社長執行役員 エンジニアリング事業本部担当		

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

大内厚氏は、2010年4月から取締役社長、2016年4月から取締役会長兼社長を歴任し、当社グループの経営に関する最高責任者としてリーダーシップを発揮し、経営を担っております。会長CEOとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

（注） 大内厚氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 小島 和人

こじま かずひと

1961年9月6日生（満60歳）

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 3年
- 所有する当社株式 43,132株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 24,332株）
- 取締役会出席状況 100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

1984年 4月	当社入社	2020年 4月	当社代表取締役社長COO 社長執行役員 現在に至る
2015年 4月	当社理事 東日本事業本部横浜支店長		働き方改革担当 兼 経営企画本部管掌
2017年 4月	当社執行役員	2021年 4月	当社経営企画本部管掌 兼 研究開発本 部管掌
2018年 4月	当社大阪支店長	2022年 4月	当社経営企画本部管掌 兼 研究開発本 部管掌 兼 財務・IR統括部管掌 現在に至る
2019年 4月	当社経営戦略本部長		
2019年 6月	当社取締役 執行役員		

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

小島和人氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、当社グループの中期経営計画・年度経営計画の策定、機構改革、ESG・SDGsを意識した経営企画業務を通じて執行責任を果たしてきました。社長COOとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

（注） 小島和人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3 神谷 忠史

かみや ただし

1963年10月19日生（満58歳）

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 3年
- 所有する当社株式 19,116株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 11,768株）
- 取締役会出席状況 100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

1986年4月	当社入社	2020年4月	当社取締役 常務執行役員
2016年4月	当社理事 エンジニアリング事業本部 エンジニアリング事業部長	現在に至る	品質・環境・安全担当 兼 国内関係会社担当 兼 事業統括本部管掌
2018年4月	当社執行役員		
2019年4月	当社事業統括本部副本部長 兼 働き方 改革担当	2021年4月	当社事業統括本部長 兼 品質・環境・ 安全担当 兼 技術担当 兼 関係会社担当 兼 営業本部管掌
2019年6月	当社取締役 執行役員	現在に至る	

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

神谷忠史氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、空調設備事業の事業統括および生産性の向上を通じて執行責任を果たしてきました。コアビジネスの事業統括を含む品質・環境・安全担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

（注） 神谷忠史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4 横手 敏一

よこて としかず

1961年3月29日生（満61歳）

再任



- 取締役在任期間（本総会終結時） 3年
- 所有する当社株式 28,412株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 11,768株）
- 取締役会出席状況 100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

1985年4月	当社入社	2020年12月	当社取締役CDXO 常務執行役員 現在に至る
2017年4月	当社理事 広島支店長	2021年4月	当社コンプライアンス担当 兼 コーポ レート本部管掌 兼 DX推進本部管掌
2018年4月	当社執行役員	2022年4月	当社リスク・コンプライアンス担当 兼 コーポレート本部管掌 兼 DX 推進本部管掌 現在に至る
2019年4月	当社コーポレート本部長 兼 コンプラ イアンス担当		
2019年6月	当社取締役 執行役員		
2020年4月	当社取締役 常務執行役員 コンプライアンス担当 兼 コーポレー ト本部管掌 兼 業務刷新本部管掌		

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

横手敏一氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、人事・総務・経理財務・法務関連業務およびDX推進の担当役員として経営基盤の強化を通じて執行責任を果たしてきました。経営管理全般を含むコンプライアンス担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としています。

（注） 横手敏一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

5 久保田 浩司

くぼた ひろし

1961年8月14日生（満60歳）

新任



- 取締役在任期間（本総会終結時） -年
- 所有する当社株式 11,890株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 4,128株）
- 取締役会出席状況 -%（-回/-回）

略歴、地位および担当

1985年4月	当社入社	2019年4月	当社執行役員 事業統括本部営業統括部長
2016年4月	当社理事 東日本事業本部東京本店営業1部長	2020年4月	当社営業本部長 現在に至る
2017年4月	当社東京本店副本店長	2021年4月	当社常務執行役員 現在に至る
2018年4月	当社国内事業統括本部営業統括部長		

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由

久保田浩司氏は、長年にわたり営業部門に携わり、現在は、空調設備業の営業を統括する営業本部長を務めております。このような経歴を有する同氏は、能力・識見ともに優れており、豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断し、取締役候補者としています。

（注）久保田浩司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

6 まつな が かず お 松永 和夫

1952年2月28日生（満70歳）

再任

社外

独立



- 社外取締役在任期間（本総会終結時） 9年
- 所有する当社株式 0株
- 取締役会出席状況 100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

1974年 4月	通商産業省（現 経済産業省）入省	2010年 7月	経済産業事務次官
2004年 6月	原子力安全・保安院長	2011年 8月	経済産業省顧問
2005年 9月	大臣官房総括審議官	2013年 6月	当社社外取締役
2006年 7月	大臣官房長		現在に至る
2008年 7月	経済産業政策局長		

重要な兼職の状況

三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長
橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役
ソニーグループ株式会社シニアアドバイザー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松永和夫氏は、行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待したためであります。また、同氏は社外役員となること以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照1）1.のとおりであります。

- (注) 1. 松永和夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は松永和夫氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
3. 松永和夫氏の選任議案が承認された場合、同氏は引き続き、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

7 関

せき

葉子

ようこ

1970年8月30日生（満51歳）

再任

社外

独立



■ 社外取締役在任期間（本総会終結時）	3年
■ 所有する当社株式	0株
■ 取締役会出席状況	100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

2002年10月	弁護士登録	2014年4月	国士館大学 教授（現任）
2002年11月	公認会計士登録	2019年6月	当社社外取締役
2006年12月	銀座プライム法律事務所 入所（現任）		現在に至る

重要な兼職の状況

大樹生命保険株式会社社外監査役
イオンリート投資法人監督役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

関葉子氏は、弁護士および公認会計士としての豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待したためであります。

また、同氏は、社外役員となること以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照1）1.のとおりであります。

- (注) 1. 関葉子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は関葉子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
3. 関葉子氏の選任議案が承認された場合、同氏は引き続き、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

ふじわら ま き お
8 藤原 万喜夫

1950年8月14日生（満71歳）

再任

社外

独立



■ 社外取締役在任期間（本総会終結時）	1年
■ 所有する当社株式	5,432株
■ 取締役会出席状況	100%（12回/12回）

略歴、地位および担当

1974年 4月	東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）入社	2010年 6月	同社取締役副社長 販売営業本部長
2007年 6月	同社常務取締役 新事業推進本部長	2011年 6月	同社取締役副社長 お客さま本部長
2009年 6月	同社常務取締役 販売営業本部副本部長	2011年 6月	同社常任監査役・監査役会長
		2014年 6月	当社社外監査役
		2021年 6月	当社社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤原万喜夫氏は、東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）における取締役および監査役としての豊富な経験と識見を有しており、また、2014年6月から当社社外監査役として、2021年6月からは取締役として、当社の経営に有用な指摘、意見を述べております。それらの経験および識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけると期待したためであります。

また、同氏は、東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.01%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照1）1.のとおりです。

- (注) 1. 藤原万喜夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は藤原万喜夫氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
3. 藤原万喜夫氏の選任議案が承認された場合、同氏は引き続き、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

もりもと ひでか
9 森本 英香

1957年1月4日生（満65歳）

再任

社外

独立



- 社外取締役在任期間（本総会終結時） 1年
- 所有する当社株式 0株
- 取締役会出席状況 100%（10回/10回）

略歴、地位および担当

1981年 4月	環境庁（現 環境省）入庁	2019年 7月	環境省顧問
2011年 8月	内閣審議官、内閣官房原子力安全規制 組織等改革準備室長	2020年 4月	早稲田大学法学部教授 当社顧問
2012年 9月	原子力規制庁次長	2021年 6月	当社社外取締役 現在に至る
2014年 7月	環境省大臣官房長		
2017年 7月	環境事務次官		

重要な兼職の状況

株式会社INPEX社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

森本英香氏は、行政分野や環境分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと期待したためであります。また、同氏は社外役員となること以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

また、同氏は、2020年4月から当社社外取締役に選任される2021年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照1）1.のとおりであります。

- (注) 1. 森本英香氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は森本英香氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
 3. 森本英香氏の選任議案が承認された場合、同氏は引き続き、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

うちの しゅうま
10 内野 州馬

1954年6月29日生（満67歳）

新任

社外

独立



- 社外取締役在任期間（本総会終結時） -年
- 所有する当社株式 0株
- 取締役会出席状況 -% (-回/-回)

略歴、地位および担当

1978年4月	三菱商事株式会社 入社	2016年4月	同社代表取締役
2009年4月	同社執行役員（三菱自動車工業株式会社 常務執行役員）	2016年6月	同社顧問 当社社外取締役（2018年6月退任）
2010年7月	同社執行役員 主計部長	2018年6月	三菱商事株式会社 常任監査役
2010年11月	同社執行役員 主計部長、コーポレート担当役員補佐	2019年6月	同社常勤監査役 現在に至る
2013年4月	同社常務執行役員 コーポレート担当役員（CFO）		
2013年6月	同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員（CFO）		

重要な兼職の状況

三菱商事株式会社常勤監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

内野州馬氏は、総合商社の代表取締役およびCFOとして豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することを期待したためであります。

また、同氏は、三菱商事株式会社の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.05%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照1）1.のとおりであります。

- (注)
1. 内野州馬氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、内野州馬氏が取締役役に選任され就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。
 3. 内野州馬氏の選任議案が承認された場合、同氏は新たに、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

11 高木

たかぎ

あつし

敦

1967年10月3日生（満54歳）

新任

社外

独立



- 取締役在任期間（本総会終結時） -年
- 所有する当社株式 0株
- 取締役会出席状況 -% (-回/-回)

略歴、地位および担当

1991年4月	株式会社野村総合研究所 入社	2020年6月	前田建設工業株式会社 非業務執行取締役
1997年9月	Morgan Stanley Japan Ltd.入社		現在に至る
2004年12月	同社マネージングディレクター	2021年4月	当社顧問
2015年10月	同社調査統括本部副本部長		現在に至る
2019年11月	株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ代表取締役	2021年10月	インフロニア・ホールディングス株式会社 社外取締役 報酬委員長
	現在に至る		現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社インフラ・リサーチ&アドバイザーズ代表取締役
前田建設工業株式会社非業務執行取締役
インフロニア・ホールディングス株式会社社外取締役 報酬委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高木敦氏は、証券会社におけるアナリストとしての職務経験、金融・財務に関する高い知見および建設セクションに関する幅広い見識を有しており、それらを活かして独立した客観的な立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することを期待したためであります。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照1）1.のとおりであります。

また、同氏は、2021年4月から本総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりますが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、社外取締役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記（参照1）1.のとおりであります。

- (注) 1. 高木敦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、高木敦氏が取締役を選任され就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。
3. 高木敦氏の選任議案が承認された場合、同氏は新たに、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

(参照1)

1. 当社の社外役員に関する独立性基準は次のとおりであります。
 - (1)当社を主要な取引先[※]とする者またはその業務執行者でないこと
[※]当社を主要な取引先とする者とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、取引先の売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 - (2)当社の主要な取引先[※]またはその業務執行者でないこと
[※]当社の主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度（以下「対象事業年度」という。）における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、当社の売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 - (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産[※]を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
[※]多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、原則として、1事業年度について1,000万円以上のものをいう。
 - (4)最近において次の①から④までのいずれかに該当していた者でないこと
 - ①(1)(2)または(3)に掲げる者
 - ②当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - ③当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ④当社の兄弟会社の業務執行者
 - (5)次の①から⑧までのいずれかに該当する者（重要[※]でない者を除く。）の近親者[※]でないこと
 - ①(1)から前(4)に掲げる者
 - ②当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ③当社の子会社の業務執行者
 - ④当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ⑤当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - ⑥当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ⑦当社の兄弟会社の業務執行者
 - ⑧最近において前③、④または上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
2. 各候補者が所有する当社の株式数は、役員持株会名義の実質所有株式数および内数として表示している株式報酬制度に基づき退任時に交付される予定の株式数を含めて表示しております。
〔株式報酬制度に基づく交付予定株式のご説明〕
当社は、2018年度より、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下同じ。）等を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。候補者に対する本制度に基づく交付予定株式の数には、2022年6月1日に付与する予定のポイントに相当する当社株式の数に加えて、本制度において、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、本制度の開始に伴い権利放棄された株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の目的となる株式数に応じて2018年10月1日に付与されたポイントに相当する当社株式の数も含めて記載しております。取締役に対する実際の株式交付は、退任時に行われる予定です。なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、当該各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の30%に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却された上で、その売却代金が給付される予定であります。
3. 当社は、取締役（社外含む）および監査役（社外含む）全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や訴訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2022年10月に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役 伊藤鉄男および瀬山雅博の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 近藤邦弘氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。その候補者は次のとおりであり、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、候補者の指名にあたりましては、財務および会計に関する相当程度の知見を有し、経営の監督チェック機能を期待できること等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しています。

候補番号	氏名(年齢)	現在の当社における地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	新任 <small>やまわけ</small> 山分 <small>ひろし</small> 弘史 (満65歳)	専務執行役員	(-)	(-)
2	再任 <small>せやま</small> 瀬山 <small>まさひろ</small> 雅博 (満72歳)	<small>社外</small> <small>独立</small> 監査役	100% (12回 / 12回)	100% (13回 / 13回)
3	新任 <small>さかきばら</small> 榊原 <small>かずお</small> 一夫 (満63歳)	<small>社外</small> <small>独立</small> -	(-)	(-)

1 やまわけ ひろし
山分 弘史

1957年4月16日生（満65歳）

新任



■ 監査役在任期間（本総会終結時）	-年
■ 所有する当社株式	40,953株
（うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式 17,505株）	
■ 取締役会出席状況	-%（-回/-回）
■ 監査役会出席状況	-%（-回/-回）

略歴および地位

1982年4月	当社入社	2018年4月	当社事業革新本部長 兼 技術担当 兼 新規事業開発担当 兼 環境ソリューション事業推進部担当
2010年4月	当社産業空調事業本部副事業本部長	2019年4月	当社事業革新本部長 兼 技術担当 兼 事業創生推進部担当
2011年4月	当社理事 エンジニアリング事業本部 産業設備事業部長	2020年4月	当社技術担当 兼 研究開発本部管掌 兼 環境事業開発部管掌
2015年4月	当社執行役員 エンジニアリング事業本部エンジニアリング事業部長	2021年4月	当社研究開発本部長
2015年6月	当社取締役 執行役員	2021年6月	当社専務執行役員 現在に至る
2016年4月	当社取締役 常務執行役員 （2021年6月まで） 技術本部長 兼 品質・環境・安全担当	2022年4月	当社特命担当 現在に至る
2017年4月	当社事業革新本部長 兼 技術担当 兼 新規事業開発担当 兼 国内関係会社担当		

重要な兼職の状況

該当無し

監査役（常勤）候補者とした理由

山分弘史氏は、当社における施工・技術開発ならびに新規事業に関する識見を活かすことにより、経営の監督とチェック機能を期待できるものと判断いたしました。

（注）山分弘史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 瀬山 雅博

せやま

まさひろ

1949年7月18日生（満72歳）

再任

社外

独立



■ 監査役在任期間（本総会最終時）	8年
■ 所有する当社株式	4,964株
■ 取締役会出席状況	100%（12回/12回）
■ 監査役会出席状況	100%（13回/13回）

略歴および地位

1972年4月	松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）入社	2001年2月	ブラジル松下電器有限会社社長
1995年9月	パナソニックラテンアメリカ株式会社 出向 営業責任者	2005年6月	松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）中南米本部長
1999年9月	松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）中南米本部企画部長兼営業部長	2008年6月	同社常任監査役（常勤）
		2014年6月	当社社外監査役 現在に至る

重要な兼職の状況

該当なし

社外監査役候補者とした理由

瀬山雅博氏は、松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）における海外関係会社社長および監査役としての豊富な経験と識見を有しており、引き続き、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 瀬山雅博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 瀬山雅博氏は、社外監査役候補者であります。
3. 瀬山雅博氏は松下電器産業(株)（現パナソニックホールディングス(株)）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は松下電器産業(株)（現パナソニックホールディングス(株)）が0.14%(小数点第3位以下を切り捨て)と小さいこと等に照らして、社外監査役としての独立性を有していると判断しております。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は前記（参照1）1.のとおりであります。
4. 当社は瀬山雅博氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が監査役に再任され就任した場合には、当社と同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 瀬山雅博氏の選任議案が承認された場合、同氏は引き続き、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

さかきばら か ず お
3 榎原 一夫

1958年8月6日生（満63歳）

新任

社外

独立



■ 監査役在任期間（本総会終結時）	-年
■ 所有する当社株式	0株
■ 取締役会出席状況	-% (-回/-回)
■ 監査役会出席状況	-% (-回/-回)

略歴および地位

1984年4月	検事任官、札幌地方検察庁検事	2008年4月	大阪地方検察庁公判部長
1985年3月	札幌地方検察庁岩見沢支部検事	2010年1月	大阪高等検察庁刑事部長
1987年3月	前橋地方検察庁検事	2011年5月	最高検察庁検事
1989年3月	東京地方検察庁検事	2012年1月	旭川地方検察庁検事正
1991年4月	山形地方検察庁検事	2012年11月	最高検察庁検事
1993年4月	東京地方検察庁検事	2013年4月	法務省入国管理局長
1993年7月	証券取引等監視委員会事務局総務検査課課長補佐	2014年7月	大阪高等検察庁次席検事
1996年4月	東京地方検察庁検事	2015年12月	最高検察庁公判部長
1998年4月	法務大臣官房人事課付	2017年4月	大阪地方検察庁検事正
1998年5月	法務総合研究所教官	2018年2月	福岡高等検察庁検事長
2001年4月	佐賀地方検察庁次席検事	2020年1月	大阪高等検察庁検事長
2003年7月	法務省入国管理局参事官	2021年7月	辞職
2004年8月	法務省入国管理局総務課長	2021年10月	弁護士登録 現在に至る
2005年12月	法務省刑事局国際課長	2021年11月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業入所 現在に至る
2007年4月	大阪地方検察庁公安部副部長		

重要な兼職の状況

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

社外監査役候補者とした理由

榎原一夫氏は、長年にわたる検事ならびに弁護士として豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。また、同氏は社外役員となること以外の方法により過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 榑原一夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 榑原一夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、榑原一夫氏の選任議案が承認された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 榑原一夫氏の選任議案が承認された場合、同氏は新たに、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされる予定であります。

(参照2)

1. 各候補者が所有する当社の株式数は、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。
2. 当社は、取締役（社外含む）および監査役（社外含む）全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2022年10月に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

(ご参考)

なお、本総会第3号議案、第4号議案が原案通り承認可決された場合の体制は下記の通りです。

当社取締役および監査役の専門性（スキル）・経験

		氏名	企業経営・ 経営戦略	技術・ イノベーション・ DX	環境	グローバル	営業戦略・ マーケティング	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	人財開発・ 労務
取締役	社内	大内 厚	●	●	●	●				
		小島 和人	●	●	●		●			
		神谷 忠史		●	●	●	●			
		横手 敏一		●				●	●	●
		久保田 浩司						●		
		松永 和夫	●			●			●	
		関 葉子						●	●	
		藤原 万喜夫	●		●					
		森本 英香			●				●	●
		内野 州馬	●					●	●	
高木 敦	●				●	●				
監査役	社内	山本 幸利		●					●	
		山分 弘史		●	●	●				
		瀬山 雅博				●	●			
		河原 茂晴				●		●	●	
		榑原 一夫							●	

I. 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況から持ち直しの動きがあるものの、足許では国際情勢の変化による不透明感がみられております。

建設業界および当社関連の空調業界におきましては、大都市圏の再開発事業とともに製造業を中心とした設備投資において、持ち直しの動きがみられましたが、世界経済の先行き不透明感への懸念など、事業運営には慎重な取り組み姿勢が求められる状況で推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社は、2020年度を初年度とする新中期経営計画“iNnovate on 2023 go beyond!”(2020年度～2023年度)を策定し、「経営基盤の強靱化」に向け、「総合設備業への確実な進化」「第2・第3の柱となる事業を構築」「エンゲージメントの更なる向上」を基本方針としており、各基本方針の下に「国内事業の強靱化」「国際事業の変革」「環境事業への挑戦」を成長戦略とし、各施策を実践してまいりました。

当連結会計年度における業績は、次の通りとなりました。

なお、本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結業績ハイライト

受注高	3,401億 84百万円 (前年度比 18.3%)	
売上高	3,027億 46百万円 (前年度比 10.0%)	
繰越高	2,688億 87百万円 (前年度比 15.1%)	
営業利益	143億 83百万円 (前年度比 16.9%)	
経常利益	156億 39百万円 (前年度比 12.5%)	
親会社株主に帰属する当期純利益	115億 35百万円 (前年度比 14.0%)	

(1) 事業種類別の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

事業の種類	前年度繰越高	当年度受注高	当年度売上高	当年度繰越高
設備工事事業	230,028	333,121	296,706	266,443
設備機器の製造・販売事業	1,421	6,976	5,953	2,444
その他	-	86	86	0
合計	231,449	340,184	302,746	268,887
(うち国際(海外))	(29,453)	(66,728)	(50,631)	(45,550)
(うち保守・メンテナンス)	(1,399)	(25,956)	(25,446)	(1,909)

- (注) 1. 記載金額は、事業の種類間の内部取引を消去しております。
 2. 国際事業の売上高は、前連結会計年度を47.6%上回る506億31百万円となりました。保守・メンテナンス事業の売上高は、前連結会計年度を5.2%上回る254億46百万円となりました。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度末繰越高は、当該会計基準を遡って適用した金額となっております。

(2) 事業種類別の業績

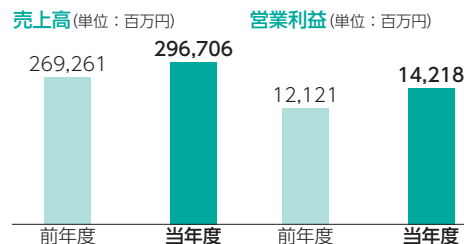
各事業の状況は、次のとおりとなりました。

なお、記載金額は、事業の種類間の内部売上高等を含めております。

設備工事事業

空調設備の技術を核とした
一般設備と産業設備の設計・施工、保守等

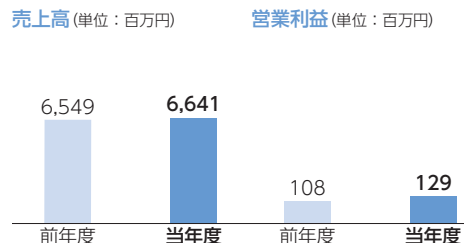
売上高は前連結会計年度を10.2%上回る2,967億6百万円となり、営業利益は前連結会計年度を17.3%上回る142億18百万円となりました。



設備機器の製造・販売事業

空調機器等の設計・
製造・販売

売上高は前連結会計年度を1.4%上回る66億41百万円となり、営業利益は前連結会計年度を19.4%上回る1億29百万円となりました。

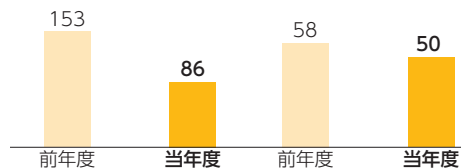


その他 保険代理店等

売上高は前連結会計年度を43.7%下回る86百万円となり、営業利益は前連結会計年度を13.6%下回る50百万円となりました。

売上高 (単位: 百万円)

営業利益 (単位: 百万円)



2. 資金調達の状況

当連結会計年度中は、社債または株式の発行等による資金調達は行っておりません。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額(使用権資産を含まない)は25億52百万円であり、その主なものは当社(事業の種類「設備工事業」)における基幹システム刷新のための投資であります。

4. 重要な組織再編等

該当事項はありません。

5. 財産および損益の状況

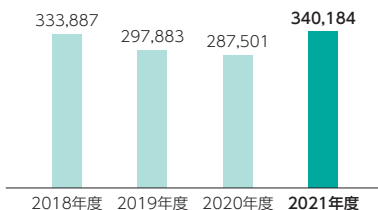
(1) 当社グループの財産および損益の状況

(単位：百万円)

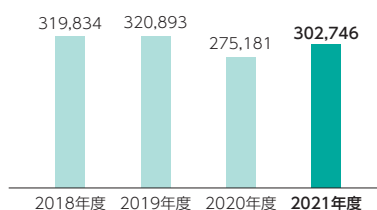
区 分	第139期 2018年度	第140期 2019年度	第141期 2020年度	第142期 2021年度 (当連結会計年度)
受注高	333,887	297,883	287,501	340,184
売上高	319,834	320,893	275,181	302,746
営業利益	17,219	17,900	12,300	14,383
経常利益	18,359	19,286	13,902	15,639
親会社株主に帰属する当期純利益	12,609	13,231	10,116	11,535
1株当たり当期純利益 (円)	173.29	186.49	145.56	169.38
総資産	279,743	265,649	271,146	300,736
純資産	126,208	125,861	135,849	136,897
自己資本比率 (%)	43.6	46.0	48.7	44.2
ROE (%)	10.4	10.8	8.0	8.7

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 「役員報酬BIP信託」および「株式給付信託（J-E S O P）」を設定しており、当該信託が保有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する株式を、1株当たり当期純利益の算定上、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

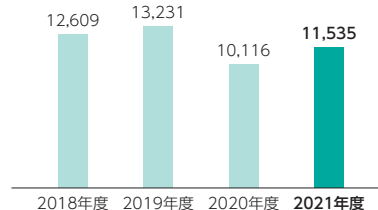
受注高 (単位：百万円)



売上高 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



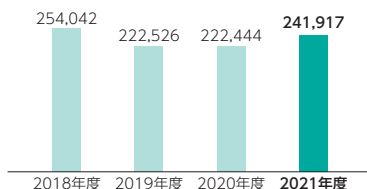
(2) 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

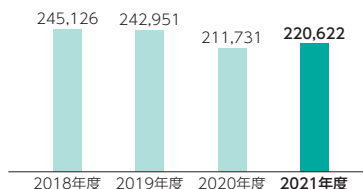
区 分	第139期 2018年度	第140期 2019年度	第141期 2020年度	第142期 2021年度 (当事業年度)
受注高	254,042	222,526	222,444	241,917
売上高	245,126	242,951	211,731	220,622
営業利益	14,225	14,878	10,870	12,794
経常利益	15,850	17,169	13,008	15,085
当期純利益	11,366	12,278	9,964	11,731
1株当たり当期純利益 (円)	155.64	172.42	142.82	171.58
総資産	240,694	228,283	234,466	247,772
純資産	109,375	110,140	119,068	119,599

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 「役員報酬BIP信託」および「株式給付信託（J-E S O P）」を設定しており、当該信託が保有する当社株式を貸借対照表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する株式を、1株当たり当期純利益の算定上、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。

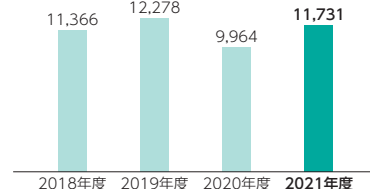
受注高 (単位：百万円)



売上高 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



6. 対処すべき課題

世界経済は依然として、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、昨今の世界情勢を受け、今後も予断を許さない状況が続くものと認識しております。

当社は、「中期経営計画 iNnovate on 2023 go beyond!」において、“経営基盤の強靱化”を目指した成長戦略を掲げ、事業体質の強化に取り組んできました。

成長戦略の中核を成す「国内事業の強靱化」においては、全社最適受注などの各種施策の実践を通じ、足許では工事採算性が向上するなど、一定の効果を挙げているものと認識しております。

一方、新型コロナウイルスの影響長期化や昨今の世界情勢を受け、今後の資機材不足や為替影響による資機材価格の高騰、建設工程の遅延、人材不足に伴う更なる労務費高騰などが予測され、中期経営計画策定時における前提との乖離が生じております。

また、ESGやカーボンニュートラルに向けた取り組みは、益々重要性が増してきており、一段とスピード感が求められています。そのため、当社においては、従前の各成長戦略における取組みから、より一層の強化を図るべく「環境事業」ならびに競争力の源泉となる「人的資本」への投資の加速推進が必要です。

上記を踏まえ、総合的に検討した結果、当社は、現行の中期経営計画を取り下げるとともに、今後のビジョンについて再考することいたしました。

当社は、2023年11月に創立100周年を迎えますが、更にサステナブルな成長を果たすべく、全てのステークホルダーに向けた“高砂熱学の存在意義”を明確にし、環境クリエイターとしての事業展開を行ってまいります。新ビジョンの詳細については改めて公表を行う予定です。

また、当社グループでは、昨今、企業に求められるサステナビリティ課題（気候変動や従業員の労働環境の整備など）に関する取組方針として、2021年10月、従来のCSR基本方針および各種基本方針を刷新し、新たに「サステナビリティ基本原則」および「17の関連基本方針」を制定いたしました。全てのステークホルダーに向けた“高砂熱学の存在意義”を明確にし、環境クリエイターとしての事業展開を行ってまいります。

【サステナビリティ基本原則】

1. サステナビリティ課題（ESG課題を含む）の解決に向けた取組みを事業活動に組み込み、事業の一環として取り組みます。
2. サステナビリティ課題に関するリスクへの的確な対応と収益機会の獲得を目指します。
3. サプライチェーンを含めあらゆるステークホルダーと協働し取り組みます。
4. 環境クリエイターとして、地球環境にやさしい技術・サービスの提供に努めます。
5. お客様ニーズを把握し、常にお客様から期待される以上の品質提供に努めます。
6. 公平・公正な処遇、多様性、健康経営の推進など、働きやすく意欲向上に資する労働環境を整備し、社員エンゲージメント向上に努めます。
7. 企業倫理の徹底をはじめ公正で透明性の高い経営を推進します。
8. 経営トップが率先垂範し、全役職員が高い使命感と情熱をもって取り組みます。

サステナビリティ基本原則	E	◎ 環境基本方針		
	S	◎ 安全衛生基本方針	◎ 品質基本方針	◎ 調達基本方針
		◎ 知的財産基本方針	◎ 人材マネジメント基本方針	◎ 人権基本方針
		◎ 社会貢献活動基本方針		
	G	◎ 内部統制システム基本方針	◎ リスク管理基本方針	◎ 情報セキュリティ基本方針
		◎ 個人情報保護基本方針	◎ 財務報告基本方針	◎ 情報開示基本方針
		◎ 政策保有株式基本方針	◎ 株式支配に対する基本方針	◎ グループ行動指針

ESGの課題解決に向けた取り組み

当社では成長戦略の他に、「地球に貢献する環境クリエイター（※）への取り組み」と「社員エンゲージメント向上」をESGの主要課題と位置付け、脱炭素社会の実現へ貢献するとともに、会社を支える社員が価値観を共有し、互いに信頼し合える風土づくりを目指してまいります。

（※）環境クリエイター：『人が活動する環境のための空調技術』と『地球環境に貢献する環境技術（環境エンジニアリング）』を社会実装し、新たな環境を創造する企業

地球に貢献する環境クリエイターへ

- 気候変動リスクに対する管理：TCFD提言に基づく開示（2021年10月）
CO₂削減目標の計画と公表：SBT認定取得（2021年3月）
CDPIによる企業調査への参画し[A-]を取得（2021年12月）



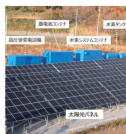
E

- T-Base®のコーポレートPPAによる再生エネ電力導入（2021年9月）
- 経済産業省「ゼロエミチャレンジ企業」に選定（2021年10月）
- 地球環境に貢献する環境技術開発の主な実績



（石狩市エネルギー地産地消モデル設備導入）

⇒2022年2月
日経新聞主催
「脱炭素アワード」大賞受賞



社員エンゲージメント向上

- 健康経営・働き方改革の推進
：健康経営銘柄、健康経営優良法人への選定（2022年2月）



S

- 社員と会社の価値観を共有
：社是・経営理念に基づく行動指針Takasago Wayのグループ役職員へ展開
：社員エンゲージメント調査を開始（2021年4月）
- 多様性推進
：女性やキャリア採用等の長期的な管理職登用目標を設定し公表（2021年12月）

ガバナンス強化

- 社外取締役の比率引き上げ（50.0% ⇒ 54.5%へ）
⇒2022年6月の株主総会における取締役選任議案の承認可決を以って
- 政策保有株式の圧縮（13銘柄売却）
- 2021年4月～ESG推進委員会発足（委員長：社長） 2021年度は7回開催
＜ESG委員会の主なテーマ＞
・全部門ESG活動の進捗 ・社内ワーキンググループの活動状況
・TCFD開示、サステナビリティ課題対応等



G

7. 主要な事業所（2022年3月31日現在）

会社名	主要な事業所
当 社	本社・東京本店・エンジニアリング事業部（東京都） 横浜支店（神奈川県） 大阪支店（大阪府） 関信越支店（埼玉県） 名古屋支店（愛知県） 東北支店（宮城県） 九州支店（福岡県） 札幌支店（北海道） 中四国支店（広島県）

子会社については、36頁の「9. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

8. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

(1) 当社グループの従業員の状況

事業の種類	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
■ 設備工事業	5,739	149名増
■ 設備機器の製造・販売事業	275	16名減
■ その他	4	5名減
合 計	6,018	128名増

(2) 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
2,131	15名増	42.3	15.6

9. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
TMES(株)	419百万円	100.0	設備の保守メンテナンス、設備総合管理
高砂建築工程 (中国) 有限公司	50,367千人民元	100.0	建築および建築設備工事の請負
タカサゴシンガポールPte. Ltd.	5,578千シンガポールドル	100.0	クリーンルーム・ユーティリティ・ 空調・電気・衛生・消火設備工事の コンストラクションマネジメント・設計・施工
高砂熱学工業 (香港) 有限公司	81,000千香港ドル	100.0	空調・衛生・電気設備工事の設計・施工
タカサゴベトナムCo., Ltd.	138,078百万ベトナムドン	100.0	空調・換気・給排水・衛生・ 電気設備工事の設計・施工ならびに 機器・材料の仲介
タイタカサゴCo., Ltd.	20,000千タイバーツ	49.0	空調・衛生・電気設備工事・ クリーンルームおよび建築工事の設計・ 施工
T.T.E.エンジニアリング (マレーシア) Sdn. Bhd.	1,100千マレーシアリンギット	30.0	空調・衛生・電気設備工事および 建築工事の設計・施工
タカサゴエンジニアリング メキシコ,S.A.de C.V.	125百万メキシコペソ	99.9	空調・衛生・電気設備工事および 建築工事の設計・施工
インテグレートッド・ クリーンルーム・ テクノロジーズPvt. Ltd.	51百万インドルピー	57.0	製薬会社や病院などのクリーンルーム 向け関連機器・内装材の製造・販売・ 取付ならびに空調・衛生・電気設備工事の 設計・施工
日本ピーマック(株)	390百万円	100.0	空調機器等の設計・製造・販売
(株)清田工業	50百万円	51.0	空調・衛生工事の調査・設計・監理・施工
ヒューコス(株)	50百万円	100.0	人材派遣、保険代理店等

- (注) 1. 連結子会社は、上記にTMES(株)の完全子会社である(株)丸誠サービスおよびTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.ならびにタイタカサゴホールディングスCo.,Ltd.を加えた15社であります。
2. タイタカサゴCo., Ltd.、T.T.E.エンジニアリング (マレーシア) Sdn. Bhd.およびタイタカサゴホールディングスCo.,Ltd.は、当社の出資比率が100分の50以下となっておりますが、実質的に支配しているため子会社としております。
なお、T.T.E.エンジニアリング (マレーシア) Sdn. Bhd.については、当社は、その株主 (出資比率100分の70) であるTTEマレーシアホールディングスSdn. Bhd.の株主に対して貸付けを行っていること等から、T.T.E.エンジニアリング (マレーシア) Sdn. Bhd.を実質的に支配していると判断しております。
3. 当社の出資比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
4. 2021年4月1日付で日本開発興産株式会社はヒューコス株式会社へ社名を変更しております。

10. 主要な借入先および借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株)三菱UFJ銀行	2,608
(株)みずほ銀行	2,397
(株)三井住友銀行	2,269

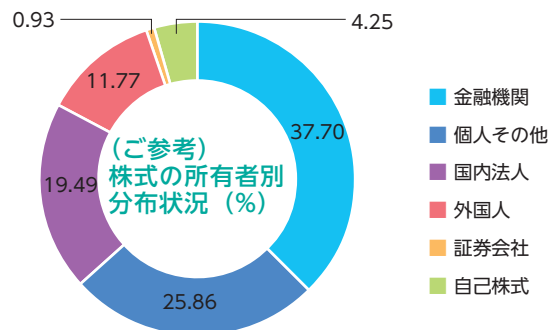
- (注) 借入先には当該借入先の関係会社を含めております。

II. 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 200,000,000株

2. 発行済株式の総数 67,254,257株
(自己株式2,985,145株を除く)

3. 株主数 6,704名
(前事業年度末比 315名減)



4. 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	7,976	11.85
日本生命保険(相)	4,560	6.78
第一生命保険(株)	4,231	6.29
高砂熱学従業員持株会	3,377	5.02
高砂共栄会	2,886	4.29
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	2,072	3.08
(株)三菱UFJ銀行	1,439	2.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,328	1.97
(株)みずほ銀行	1,210	1.79
(株)京王閣	1,016	1.51

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (2,985,145株) を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 4. 自己株式には、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式 (564,914株) は含まれておりません。
 5. 自己株式には、「株式給付信託 (J-ESOP)」が保有する当社株式 (285,300株) は含まれておりません。

5. その他株式に関する重要な事項

(1) 役員報酬 B I P 信託

当社は、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）、委任契約を締結している執行役員（国外居住者を除く。）および委任契約を締結している理事（国外居住者を除く。）、当社の一部の連結子会社3社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした、株式報酬制度（役員報酬 B I P 信託）を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、以下のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役	0株	0名
執行役員	0株	0名
連結子会社取締役	7,252株	2名

2022年3月31日現在において、役員報酬 B I P 信託の所有する当社株式は、564,914株であります。

(2) 株式給付信託（J-E S O P）

当社は、2021年2月12日開催の取締役会にて、管理職に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」の導入を決議し、同年2月26日に信託契約を締結いたしました。

① 導入の背景

当社は、管理職の帰属意識の醸成や株価上昇に対する動機づけ等の観点から、インセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）を導入することといたしました。

② 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の管理職に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、管理職に対し株式給付規程に基づきポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。管理職に対し給付する株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、管理職の株価向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

③本信託の概要

名称	株式給付信託（J-ESOP）
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	管理職のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社の従業員から選定
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本信託契約の締結日	2021年2月26日
金銭を信託する日	2021年2月26日
信託の期間	2021年2月26日から信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

④本信託における当社株式の取得内容

取得する株式の種類	当社普通株式
株式の取得資金として信託する金額	464,000,000円
取得株式数の上限	339,000株
株式の取得方法	取引所市場より取得
株式の取得期間	2021年2月26日から2021年3月3日

なお、2022年3月31日現在において、株式給付信託（J-ESOP）の所有する当社株式は、285,300株であります。

(3)自己株式の取得

2021年8月6日の当社取締役会決議により自己株式を取得しました。

- ① 取得した株式の種類および数 普通株式 2,975,700株
- ② 取得期間 2021年8月18日から2022年2月28日
- ③ 株式取得価額の総額 5,999,989,700円

(4)政策保有株式に関する方針

①上場株式の政策保有に関する方針

当社は持続的な企業価値向上に向けて、戦略上重要な協業および取引関係の維持発展が認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。

既に保有する政策保有株式については、以下の観点より、その保有の適否について毎年取締役会で検証を行います。

- ・円滑かつ良好な取引関係の維持や事業上のシナジー等、中長期的に当社の企業価値の向上につながるもの

であるかどうか

- ・ 当社の財務の健全性に悪影響を与えるものではないか
 - ・ 関連取引利益、配当金等を含めた株式保有による収益が資本コストを上回るか
- 取締役会での当該検証の結果、保有の意義が認められない銘柄は、原則として縮減を検討いたします。

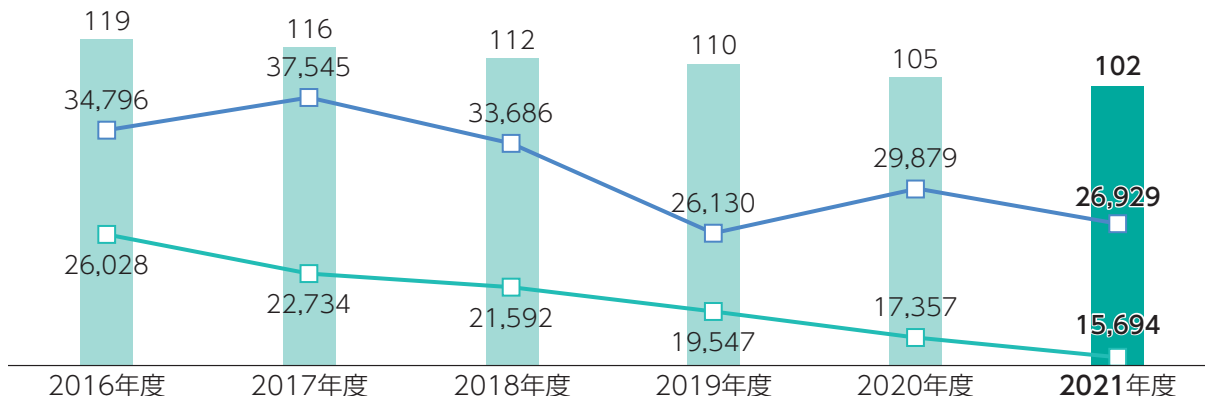
②政策保有株式に係る議決権行使基準

議決権行使については、議案毎に、発行企業の企業価値向上および株主としての当社の利益への貢献に資する内容であるか否か等を判断の上、適切に行使いたします。

③当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数、株式数および貸借対照表計上額の合計額

区分	年度	第137期 2016年度	第138期 2017年度	第139期 2018年度	第140期 2019年度	第141期 2020年度	第142期 2021年度
銘柄数	(銘柄)	119	116	112	110	105	102
株式数	(千株)	26,028	22,734	21,592	19,547	17,357	15,694
貸借対照表計上額の合計額	(百万円)	34,796	37,545	33,686	26,130	29,879	26,929

■ 銘柄数 □ 株式数 □ 貸借対照表計上額の合計額



Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況	(注)
大内 厚	代表取締役会長CEO	—	
小島 和人	代表取締役社長COO 社長執行役員 経営企画本部管掌 兼 研究開発本部管掌	—	
原 芳幸	取締役CFO 専務執行役員 リスク統括室管掌 兼 不動産事業開発部 管掌	—	
神谷 忠史	取締役 常務執行役員 事業統括本部長 兼 品質・環境・安全担当 兼 技術担当 兼 関係会社担当 兼 営業本部管掌	—	
横手 敏一	取締役CDXO 常務執行役員 コンプライアンス担当 兼 コーポレート本部管掌 兼 DX推進本部管掌	—	
松永 和夫	社外 独立 取締役	三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表取締役会長 橋本総業ホールディングス株式会社 社外取締役 ソニーグループ株式会社シニアアドバイザ	1、3、4
藤村 潔	社外 独立 取締役	—	1、3、5
関 葉子	社外 独立 取締役	大樹生命保険株式会社社外監査役 イオンリート投資法人監督役員	1、3
藤原 万喜夫	社外 独立 取締役	—	1、3、6 8、9
森本 英香	社外 独立 取締役	早稲田大学法学部教授 株式会社INPEX社外取締役	1、3、8
山本 幸利	常勤監査役	—	
近藤 邦弘	常勤監査役	—	10
伊藤 鉄男	社外 独立 監査役	西村あさひ法律事務所オブカウンスル 旭化成株式会社社外監査役 石油資源開発株式会社社外取締役	2、3
瀬山 雅博	社外 独立 監査役	—	2、3、7
河原 茂晴	社外 独立 監査役	公認会計士河原茂晴事務所代表	2、3、8

(注) 1. 取締役の松永和夫氏、藤村潔氏、関葉子氏、藤原万喜夫氏および森本英香氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役の伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および河原茂晴氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の松永和夫氏、藤村潔氏、関葉子氏、藤原万喜夫氏および森本英香氏、監査役の伊藤鉄男氏、瀬山雅博氏および河原茂晴氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定され、同取引所に対する届出がなされております。
4. 取締役の松永和夫氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった（1,000万円未満）こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
5. 取締役の藤村潔氏は三菱商事㈱の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.05%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
6. 取締役の藤原万喜夫氏は東京電力㈱（現 東京電力ホールディングス㈱）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および電力の使用等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.01%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
7. 監査役の瀬山雅博氏は松下電器産業㈱（現 パナソニックホールディングス㈱）の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.14%（小数点第3位以下を切り捨て）と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。
8. 当事業年度中の新任取締役および新任監査役
藤原万喜夫氏および森本英香氏は、2021年6月22日開催の第141回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしました。河原茂晴氏は、2021年6月22日開催の第141回定時株主総会において新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
9. 当事業年度中の退任取締役および退任監査役
高原長一氏、山分弘史氏および数中三十二氏は、2021年6月22日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
藤原万喜夫氏は、2021年6月22日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任により退任し、引き続き社外取締役へ就任いたしました。
10. 監査役の近藤邦弘氏は、金融機関における長年の勤務経験を有しており、財務および会計に関する豊富な経験と知見を有しております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、当該保険契約にて填補することとしており、1年毎に契約更新しています。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約は、2022年10月の更新時においても同内容での更新を予定しております。

3. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人数 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			摘要
			基本報酬 (百万円)	業績連動 報酬等(賞与) (百万円)	非金銭報酬等 (株式報酬) (百万円)	
取締役 (社外取締役を除く)	7	323	222	55	46	第130回定時株主総会(2020年6月29日)決議による取締役(当該株主総会終結時点13名)の報酬限度額550百万円(1事業年度)
社外取締役	6	57	57	-	-	
監査役 (社外監査役を除く)	2	54	54	-	-	第138回定時株主総会(2018年6月26日)決議による監査役(当該株主総会終結時点6名)の報酬限度額120百万円(1事業年度)
社外監査役	4	47	47	-	-	
合計	19	483	382	55	46	

- (注) 1. 上記の株式報酬の額は、役員報酬BIP信託制度のもとで当事業年度において株式給付引当金繰入額として計上した額であります。役員報酬BIP信託制度の具体的内容は、44頁に記載のとおりです。
2. 役員報酬BIP信託は、第130回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額550百万円とは別枠であります。役員報酬BIP信託の上限は、第141回定時株主総会(2021年6月22日)決議において、3事業年度ごとに769百万円を上限とする旨の承認を得ております。当該株主総会終結時の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。株式報酬(役員報酬BIP信託制度)の具体的内容は、44頁に記載のとおりです。
3. 当該事業年度に係る賞与の個人別支給額は、各取締役の業績や職務、貢献度等を総合的に勘案し決定しております。当該事業年度の業績指標については、単年度業績目標達成への士気向上を目的として、前事業年度の業績(株主との業績共有の観点から親会社株式に帰属する当期純利益、収益性の観点から連結売上高当期純利益率およびグループの持続的成長の観点から連結売上高)および役員個人の定性評価(個人別目標達成度合、後継者育成、企業価値向上、SDGsへの取組、取締役会活性化およびコンプライアンス)に応じて、役位別の基準額に対して50%~150%の範囲で変動する仕組みとしています。
- なお、当該事業年度の指標に係る実績は以下の通りです。

指標	実績(対公表値達成率)
親会社株主に帰属する当期純利益	11,585百万円(105%)
連結売上高当期純利益率	3.8%(103%)
連結売上高	302,746百万円(101%)

4. 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等については、当社の事業を中長期的に成長させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上していくことを目的として、コーポレートガバナンスを巡る動向や外部専門機関による調査データ、他社の報酬水準等を考慮の上、健全なインセンティブ（動機付け）の一つとして機能する報酬制度とする方針を取締役会の決議により決定しております。

また、監査役の個人別の報酬等については、株主総会の決議により決定した監査役報酬等の総額の最高限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

当社の役員の個人別の報酬の内容に係る決定方針の内容の概要は、次の通りです。

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、役員報酬に関する独立性・客観性・透明性を高めるために、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。なお、当委員会の過半数は独立社外取締役で構成することとしており、当事業年度においては、指名報酬委員会は7名の委員により構成されそのうち5名が独立社外取締役となっております。（当事業年度の指名報酬委員会の構成：代表取締役会長、代表取締役社長および独立社外取締役5名）

取締役の報酬構成は、基本報酬、短期（年次）インセンティブとしての賞与、および中長期インセンティブとしての株式報酬制度（役員報酬BIP信託）とし、当該方針を考慮した構成割合を設定しております。なお、役位が上がるにつれて基本報酬の割合を減らし、賞与、および株式報酬制度（役員報酬BIP信託）の割合は増やす方針としており、代表取締役の標準支給時ベースにおける基本報酬、賞与、株式報酬制度（役員報酬BIP信託）の割合は、60%：20%：20%となります。

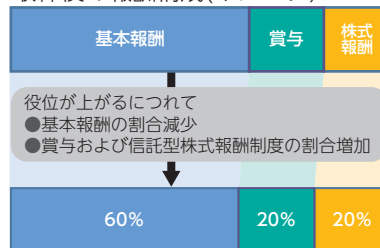
なお、独立社外取締役については、基本報酬のみとし、賞与および株式報酬制度（役員報酬BIP信託）はございません。

基本報酬は、役位に応じて決定される固有報酬としており、毎月一定額を支給しております。

賞与については、2019年4月1日より、単年度業績目標達成等への土気向上を目的として、前年度の業績（株主との業績共有の観点から親会社株主に帰属する当期純利益、収益性の観点から連結売上高当期純利益率およびグループの持続的成長の観点から連結売上高）および役員個人の定性評価（個人別目標達成度合、後継者育成、企業価値向上、SDGsへの取組、取締役会活性化およびコンプライアンス）に応じて、役位別の基準額に対して50%～150%の範囲で変動する仕組みとし、毎年一定の時期に支給します。

また、株式報酬制度（役員報酬BIP信託）は、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的としており、毎年6月に役位に応じてあらかじめ定められた基準ポイントに、同年3月末日で終了する事業年度における業績目標の目標値に対する達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与され、退任時に累計ポイント相当の当社株式が交付されます。業績連動係数は、各事業年度における財務指標（連結売上高、連結経常利益、連結ROE等）や非財務指標（CO2排出量等）の目標達成度等に

取締役の報酬構成(イメージ)



代表取締役の報酬構成(標準時)

応じて、0~150%の範囲内で変動する設計となります。

$$\text{付与ポイント数} = \text{役位別の株式報酬基準額} \div \text{当社株式の平均取得株価}(\ast 1) \times \text{財務指標の業績連動係数}(\ast 2) \times \text{非財務指標の業績連動係数}(\ast 3)$$

※1 信託による当社株式の平均取得単価。信託期間を延長した場合には、延長後に信託が取得した当社株式の平均取得単価となります。

※2 財務指標の業績連動係数=連結売上高係数×30%+連結経常利益係数×60%+連結ROE係数×10%

※3 非財務指標はCO₂排出量を採用します。

執行役員の報酬につきましても、取締役と同様に、基本報酬、短期（年次）インセンティブとしての賞与、および中長期インセンティブとしての株式報酬制度（役員報酬BIP信託）により構成され、指名報酬委員会における審議を経て、取締役会の決議により決定いたします。

なお、各取締役（独立社外取締役を除く。）および執行役員は、役員持株会を通じて、任意拋出により、当社株式の取得に努めております。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与および株式関連報酬はございません。

なお、当事業年度における取締役の個別報酬額は、取締役会において、指名報酬委員会が決定方針との整合性を確認した上で答申した内容を尊重して決定したものであるため、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

(1)重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

41頁の「Ⅳ. 会社役員に関する事項 1. 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	松永 和夫	取締役会：100% (12回/12回)	主に経済関連を中心とした行政分野における豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	藤村 潔	取締役会：100% (12回/12回)	総合商社である三菱商事株式会社の取締役およびCIOにおける豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	関 葉子	取締役会：100% (12回/12回)	主に弁護士および会計士としての豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的かつ専門的見地から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	藤原 万喜夫	取締役会：100% (12回/12回) 監査役会：100% (3回/3回)	東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）の取締役における豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	森本 英香	取締役会：100% (10回/10回)	主に行政分野や環境分野における豊富な経験と識見を活かして業務執行から独立した客観的な立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。また、子会社を含む役員指名および報酬に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	伊藤 鉄男	取締役会：92% (11回/12回) 監査役会：100% (13回/13回)	主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	瀬山 雅博	取締役会：100% (12回/12回) 監査役会：100% (13回/13回)	松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）の海外関係会社社長および監査役における豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。
監査役	河原 茂晴	取締役会：100% (10回/10回) 監査役会：100% (10回/10回)	主に会計士としての専門的見地から当社の経営上、有用な指摘、意見を述べております。

- (注) 1.森本英香氏は、2021年6月22日開催の第141回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席状況を記載しております。
2.河原茂晴氏は、2021年6月22日開催の第141回定時株主総会において新たに監査役に選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会および監査役会の出席状況を記載しております。

3.藤原万喜夫氏は、2021年6月22日開催の第141回定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任するとともに新たに取締役を選任され、同日就任いたしましたため、就任後の取締役会の出席回数には監査役としての出席回数が含まれております。

(3)責任限定契約に関する事項

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月29日開催の第126回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人との責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点では会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	89百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	108百万円

- (注) 1. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容および報酬見積もりの算出根拠、従前の事業年度における当該会計監査人の職務執行状況、取締役その他社内関係部署の意見に鑑み、相当と判断し、同意しております。

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して新基幹システムに関わる内部統制事前評価業務等を委託し対価を支払っております。

当社および当社の重要な連結子会社のうち、TME S株式会社および日本ピーマック株式会社は、当社の会計監査人に対して財務調査業務を委託し対価を支払っております。

5. 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、高砂建築工程（中国）有限公司、タカサゴシンガポールPte. Ltd.、高砂熱学工業（香港）有限公司、タカサゴベトナムCo., Ltd.、タイタカサゴCo., Ltd.、T.T.E.エンジニアリング（マレーシア）Sdn. Bhd.、タカサゴエンジニアリングメキシコ,S.A.de C.V.およびインテグレートッド・クリーンルーム・テクノロジーズPvt. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が存するときには、必要に応じて、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日現在)		当連結会計年度 (2022年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	228,208	流動負債	134,342
現金預金	56,960	支払手形・工事未払金等	65,049
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	149,948	電子記録債務	21,223
電子記録債権	8,996	短期借入金	8,058
未成工事支出金等	3,229	未払金	2,514
その他	9,380	未払法人税等	3,011
貸倒引当金	△308	未成工事受入金	16,116
		賞与引当金	4,403
固定資産	72,528	役員賞与引当金	82
有形固定資産	20,760	完成工事補償引当金	861
建物・構築物	10,234	工事損失引当金	2,018
機械・運搬具	646	その他	11,003
工具器具・備品	1,792	固定負債	29,496
土地	7,458	社債	25,000
建設仮勘定	213	長期末払金	50
使用権資産	413	退職給付に係る負債	1,045
無形固定資産	8,104	株式給付引当金	733
ソフトウェア	6,074	役員退職慰労引当金	117
のれん	1,920	繰延税金負債	1,734
その他	109	その他	815
投資その他の資産	43,663	負債合計	163,838
投資有価証券	33,463	純資産の部	
長期貸付金	2,972	株主資本	123,864
退職給付に係る資産	3,337	資本金	13,134
繰延税金資産	1,026	資本剰余金	12,691
差入保証金	2,944	利益剰余金	105,788
保険積立金	1,431	自己株式	△7,750
その他	752	その他の包括利益累計額	9,033
貸倒引当金	△2,263	その他有価証券評価差額金	9,355
資産合計	300,736	為替換算調整勘定	△208
		退職給付に係る調整累計額	△114
		非支配株主持分	4,000
		純資産合計	136,897
		負債純資産合計	300,736

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
売上高	302,746
売上原価	261,349
売上総利益	41,396
販売費及び一般管理費	27,012
営業利益	14,383
営業外収益	2,429
受取利息及び配当金	806
持分法による投資利益	214
不動産賃貸料	766
その他	641
営業外費用	1,173
支払利息	237
貸倒引当金繰入額	449
不動産賃貸費用	348
その他	138
経常利益	15,639
特別利益	1,161
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	1,161
特別損失	74
固定資産除却損	22
投資有価証券売却損	25
その他	26
税金等調整前当期純利益	16,726
法人税、住民税及び事業税	4,985
法人税等調整額	160
当期純利益	11,581
非支配株主に帰属する当期純利益	45
親会社株主に帰属する当期純利益	11,535

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2022年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	172,972	流動負債	100,341
現金預金	35,169	支払手形	3,588
受取手形	1,385	電子記録債務	21,383
電子記録債権	7,938	工事未払金	46,780
完成工事未収入金	65,962	短期借入金	4,900
契約資産	55,713	未払金	2,071
未成工事支出金等	1,196	未払費用	217
未収入金	3,503	未払法人税等	2,590
立替金	1,032	未成工事受入金	4,737
その他	1,203	預り金	7,655
貸倒引当金	△133	賞与引当金	3,749
固定資産	74,800	役員賞与引当金	55
有形固定資産	17,606	完成工事補償引当金	665
建物・構築物	9,250	工事損失引当金	1,894
機械・運搬具	138	その他	52
工具器具・備品	1,288	固定負債	27,831
土地	6,816	社債	25,000
建設仮勘定	111	長期未払金	32
無形固定資産	5,852	株式給付引当金	671
ソフトウェア	5,758	繰延税金負債	1,732
その他	94	その他	395
投資その他の資産	51,340	負債合計	128,173
投資有価証券	26,929	純資産の部	
関係会社株式	15,964	株主資本	110,350
長期貸付金	3,014	資本金	13,134
破産更生債権等	109	資本剰余金	12,853
長期前払費用	220	資本準備金	12,853
前払年金費用	3,396	利益剰余金	91,938
差入保証金	2,447	利益準備金	3,283
保険積立金	1,228	その他利益剰余金	88,654
その他	203	配当平均積立金	656
貸倒引当金	△2,173	退職給与積立金	940
資産合計	247,772	オープンイノベーション促進積立金	124
		別途積立金	42,878
		繰越利益剰余金	44,055
		自己株式	△7,577
		評価・換算差額等	9,248
		その他有価証券評価差額金	9,248
		純資産合計	119,599
		負債純資産合計	247,772

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

	当事業年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
完成工事高	220,622
完成工事原価	189,546
完成工事総利益	31,075
販売費及び一般管理費	18,280
営業利益	12,794
営業外収益	3,260
受取利息及び配当金	1,972
受取保険金・保険配当金	170
不動産賃貸料	766
その他	351
営業外費用	969
支払利息	105
貸倒引当金繰入額	449
不動産賃貸費用	348
その他	66
経常利益	15,085
特別利益	1,161
投資有価証券売却益	1,161
特別損失	40
固定資産除却損	11
投資有価証券売却損	25
その他	2
税引前当期純利益	16,207
法人税、住民税及び事業税	4,341
法人税等調整額	134
当期純利益	11,731

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
取締役会 御中

2022年5月11日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋山 高広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 純一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂熱学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

高砂熱学工業株式会社
取締役会 御中

2022年5月11日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋山 高広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村 純一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高砂熱学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

高砂熱学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 山本 幸利 ㊟

常勤監査役 近藤 邦弘 ㊟

社外監査役 伊藤 鉄男 ㊟

社外監査役 瀬山 雅博 ㊟

社外監査役 河原 茂晴 ㊟

以上

定時株主総会 会場ご案内図

日時

2022年6月21日(火曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
高砂熱学工業株式会社 会議室



新宿イーストサイドスクエア
11階 (EAST側)
都営大江戸線
東京メトロ副都心線
「東新宿」駅
A3 出口直結

 **高砂熱学工業**
Takasago Thermal Engineering

〒160-0022 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
電話 03(6369)8212(代表) <https://www.tte-net.com>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

